



通達

総 13080021

平成 25 年 8 月 20 日

総務人事部長 北島 昭夫

### 【休業協定】

平成 25 年 2 月 20 日に締結した「休業労使協定」(休業者に対する具体的な補償要領を定めたもの)は平成 25 年 3 月 20 日を以って満了しました。これ以後は休業の実施と補償は就業規則第 8 条に沿って、従業員の個々人について現に休業(時短勤務)の已む無きに至っている人について、経過措置としての補償をして参りました。

協定満了から 5 ヶ月を経過しても尚、この状況が続くのは当社の一方的な措置だけで招いている訳ではなく、契約の相手方の問題もあります。従って、かかる経過措置は平成 25 年 8 月 31 日を以って終了とします。即ち、新たな事情が生起する場合は別として、休業(時短を含む)の実施は同日を以って終焉と致します。

平成 25 年 9 月 1 日からは、一部、変則勤務者を除き通常勤務時間(8.0 h / 日、40 h / 週)の扱いと致します。

### 【給与改定】(再掲)

給与改定は平成 25 年 9 月 1 日に行います。給与改定は従来 7 月に発表し、8 月給与から反映する場合が多かったのですが、就業規則の改定に伴う給与計算事務の過重を軽減する為、一月延伸させるものです。但し、新給与は平成 25 年 8 月 1 日に遡って適用とします。したがって、平成 25 年 9 月 25 日に支給される給与には新給与で計算し直した残業代等を含め、新給与と旧給与との差額分を加算した金額を支給しますので、皆様の不利益になることはありません。

#### (1) 8 月 25 日支給分の内訳

現行給与と従来の計算期間(7/21~8/20)による支給

#### (2) 9 月 25 日支給分の内訳

- ① 9 月 1 日~9 月 30 日の新給与の各項目金額
- ② 8 月 21 日~8 月 31 日の旧給与の各項目金額(給与計算期間変更による補正分)
- ③ 8 月 1 日~8 月 31 日の新給与各項目と旧給与各項目の差額合計
- ④ 8 月 1 日~8 月 31 日の新給与金額による過不足(残業、不就労等)精算額

※②、③の差額分は一括して給与明細の「前月修正」の欄に記載されます。

### **【報 奨】**

井之上 京太郎 : OCJ-P Silver SE7 取得につき、金一封の褒賞とします。

藤 井 豪 彦 : OCJ-P Gold SE7 取得につき、金一封の褒賞とします。

### **【人 事】**

水 上 孝 博 : 平成 25 年 8 月 12 日を以って、受託開発グループ及び営業グループより応用技術 1 グループへ転属とする。

※組織人員表、組織図の改定版を組織人表のタグ内に掲載しています。

### **【月報提出期限】**

月報は毎月 25 日の始業時（本社 9:00）までにグループ・リーダ（G L）より本社へ提出され、本社事務担当者が同日 10:00 までに全員分を揃えます。25 日が休日の場合には直近前営業日の始業時刻が提出期限となります。G L より同職への提出期限の指示がなされなくとも、メンバー各位に於いて上記のスケジュールを認識の上、早期の作成を心がけてください。

### **【新勤怠管理システム】**

新勤怠管理システムは平成 25 年 8 月 23 日の 20:00 より運用開始を予定しています。新旧システムの入替作業により勤怠管理システムが使用できない時間帯が発生しますが、詳細時間が決定次第、別途総務通達とメールでお知らせします。

### **【情報処理技術者試験申込】**

平成 25 年度秋季情報処理技術者試験のネット申込締め切りは本日 8 月 23 日 20:00 です。S E 職者で申込をされていない方は至急申込みをして下さい。